

方向性6 道路交通の「場」において県民を守る

～交通事故死者数を限りなくゼロにする～

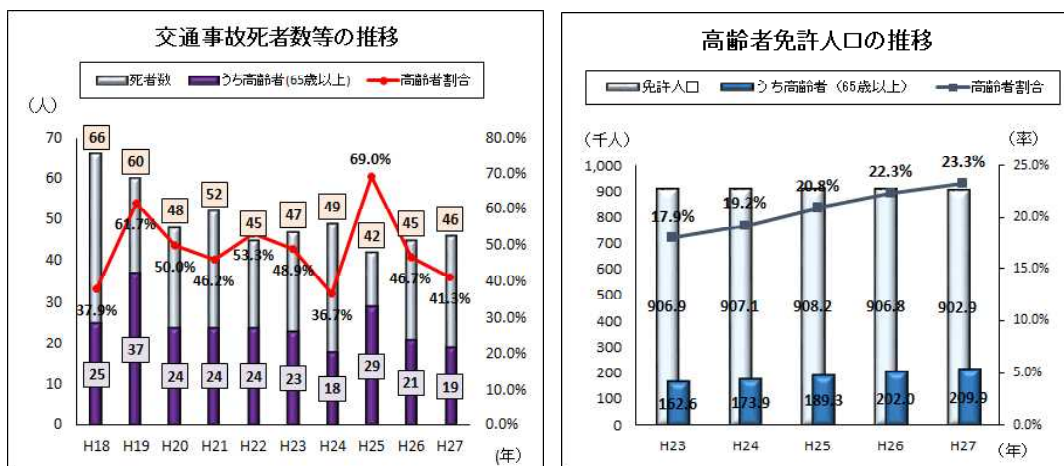
- 推進項目15 高齢者及び子供の安全確保
- 推進項目16 歩行者、自転車対策及び生活道路対策の推進
- 推進項目17 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

方向性 6 道路交通の「場」において県民を守る ～交通事故死者数を限りなくゼロにする～

推進項目15 高齢者及び子供の安全確保

1 現状と課題

本県の交通事故による死者数は、各種施策の推進や指導取締りの強化のほか、車の性能向上や医療の高度化等が奏功し、これまでは減少傾向にありました。しかしながら、近年、交通事故死者数は横ばいとなっているほか、交通事故死者数に占める高齢者の割合は高水準で推移しています。



一方、県内の運転免許証保有者に占める65歳以上の高齢者の割合は、年々増加し、これに伴って高齢者が加害者となる事故も、被害者となる事故の件数を上回っています。全国的に見ると、平成27年1月に東京都板橋区で80代の男性が運転する車が首都高速道路を逆走しトラック等に衝突した死亡事故や、同年10月に宮崎市で70代の男性が運転する車が歩道上を暴走の上、通行人2人を死亡させる事故が発生しており、運転者はいずれも認知機能が低下していたおそれがあるとみられています。

平成29年3月に施行された改正道路交通法では、75歳以上の運転者が受検する認知機能検査において「認知症のおそれがある」と判断された場合には、医師の診断を義務付けるほか、臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼすおそれがあると判断された場合には、臨時高齢者講習を受講すること等が定められ、診断を義務付けられる運転者は、県内では年間約700人にのぼると推計されています。

このほかにも、運転に必要な判断力や身体機能の変化が原因とみられる高齢者の交通事故は後を絶ちません。県警察では、平成28年から危険予測能力を高めるため、様々な条件下での運転が疑似体験できるシステムを導入するなど、参加・体験・実践型の交通安全教室を実施しています。また、市町村や民間事業者と連携して「高齢者運転免許自主返納支援事業」を展開し、高齢者が運転免許証を返納しやすい環境づくりを進めています。

他方、少子化が進む中、安心して子供を育てることができる社会を実現するためには、交通事故から子供を守る観点の交通安全対策が一層求められます。公益財団法人「交通事故総合分析センター」の調査結果では、歩行中に交通事故に遭った死傷者は7歳児が圧倒的に多く、小学校1～2年生の時期には保護者の元を離れて単独行動する機会が増えるものの、危険察知能力が未熟と指摘されています。

高齢者及び子供の安全確保のためには、心身の発達段階やライフステージに応じた知識・技能を教育するほか、地域住民、行政、民間団体等が協働し、地域の実情に即した交通安全活動を推進する必要があります。

2 課題を踏まえた基本方針

高齢者及び子供の安全確保

- ①年齢層に応じた効果的な交通安全教育の推進
- ②高齢運転者対策の充実等
- ③地域ぐるみの交通安全対策の推進

3 施策の展開

(1) 年齢層に応じた効果的な交通安全教育の推進

ア 子供に対する交通安全教育の推進

学校においては、学校保健安全法に基づき策定する「学校安全計画」により、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的に実施するよう努め、通学を含めた学校生活及びその他の日常生活における交通安全に関して指導を行います。

自転車を使用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、交通社会の一員であることを考慮し、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実します。

【担当課：教育委員会保健体育課、安全・安心まちづくり推進課、警察本部交通企画課】



小学生に対する交通安全教育

イ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等によって交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動が理解できるよう工夫するとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するため必要な実践的技能及び交通ルールに関する知識の習得や交通マナーの実践を目標として行います。

運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会がなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全が地域ぐ



交通安全指導員等による高齢者宅の訪問



高齢者出前教室の開催

るみで確保されるように努めます。この場合、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行い、反射材用品の活用等交通安全用品の普及にも努めます。

【担当課：警察本部交通企画課、安全・安心まちづくり推進課、長寿社会課】

コラム

《交通安全啓発チラシ「交通安全処方箋」》

奈良県医薬品商業協同組合と連携して、県内の薬局において薬とともに啓発チラシをお渡しし、高齢者に対するワンポイントアドバイスを行っていただいています。



ウ 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し、我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進します。

増加が見込まれる訪日外国人に対しては、レンタサイクルや宿泊施設等の関係事業者と連携し、レンタカー、レンタサイクル等利用時の交通事故に遭わないための具体的な注意事項について、各種広報媒体を活用した啓発活動を推進します。

また、定住外国人に対しても、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努めるとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進します。



外国人観光客に対する啓発活動

【担当課：警察本部交通企画課】

エ 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、交通安全シミュレーター等を積載し、出前型の交通安全教室が可能となるような「交通安全教育車」の導入を検討するなどして、参加・体験・実践型の交通安全教室

を積極的に開催します。

交通安全教育を行う機関・団体が、交通安全教育に関する情報を共有するほか、交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進します。

受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、シミュレーター等の教育機材等の充実及び映像記録型ドライブレコーダーによって得られた事故等の情報を活用するなど効果的な教育手法の開発・導入に努めるほか、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、効果的な交通安全教育ができるよう努めます。



危険予測トレーニング



自転車シミュレーター

【担当課：警察本部交通企画課、運転免許課、
教育委員会保健体育課、長寿社会課】

(2) 高齢運転者対策の充実等

ア 高齢者に対する教育の充実

運転免許更新時に受講が義務付けられている高齢者講習を実施する指定自動車教習所に対し、実車指導や運転適性検査機材（シミュレーター等）を活用した参加・体験型講習の充実と各教習所の講習水準の平準化を推進します。

高齢者講習の受講期間は特定任意高齢者講習（シニア運転者講習）を含め、「更新期間満了前6か月以内」に拡大され、利便性が図られたほか、75歳以上の高齢者講習に対しては講習予備検査（認知機能検査）結果に基づくきめ細かい安全教育を行います。引き続き安全運転の継続支援を行うとともに、受講者の増加に対応するため、講習実施体制の充実を図るよう指導します。

【担当課：警察本部運転免許課】

イ 臨時適性検査等の確実な実施

認知機能検査、運転適性相談等の機会を通じて、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、臨時適性検査等の確実な実施により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行います。また、臨時適性検査等の円滑な実施のため、関係機関・団体等と連携して、当該検査等を実施する、認知症に関する専門医の確保を図るなど、体制の強化に努めます。

【担当課：警察本部運転免許課】

ウ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図ります。また、他の年齢層に高齢者マークを取り付けた自動車への保護意識を高めるように一層効果的な交通安全教育に努めます。

【担当課：警察本部交通企画課】

エ 高齢者支援施策の推進

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関が連携し、運転経歴証明書制度の周知、運転免許証を自主返納した者に対する公共交通機関の乗車回数券の交付等の支援措置の充実を図ります。

【担当課：警察本部交通企画課】

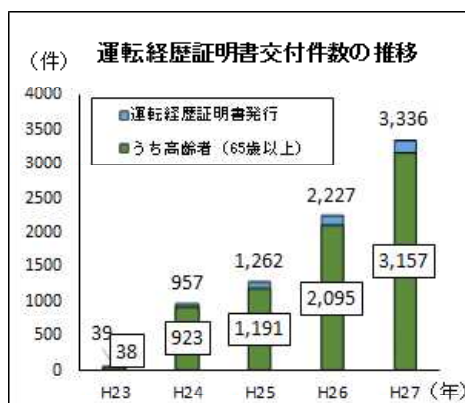


運転経歴証明書

コラム

《高齢者運転免許自主返納支援事業》

免許を返納しやすい環境を作るため、支援事業所として参加された事業所が、運転免許を自主的に返納して「運転経歴証明書」の交付を受けた高齢者に対し、料金の割引やサービスを提供するなどの生活支援を行うものです。平成24年から事業を開始し、平成27年末までに2市1町165事業所の参加協力をいただいた結果、運転に不安を感じておられる高齢運転者からの運転免許証の自主返納は約3倍に増加しました。



(3) 地域ぐるみの交通安全対策の推進

ア 交通安全県民運動の推進

県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための県民総ぐるみの運動として、県及び市町村の交通対策協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全県民運動を組織的・継続的に展開します。



交通安全県民大会

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部交通企画課】

イ 住民の参加・協働の推進

交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全に関する意識改革を進めることが重要です。このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進めます。

安全で良好なコミュニティ形成を図るため、住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」を作成したり、交通安全総点検等住民が積極的に参加できるような仕組みを作ったりするほか、その活動において、当該地域に根ざした具体的な目標を設定するなどの交通安全対策を推進します。



ヒヤリ地図の作成

【担当課：警察本部交通企画課、交通規制課、安全・安心まちづくり推進課】

コラム

《事業者との交通事故防止活動に関する協定の締結》

交通事故に遭遇するおそれのある子供、高齢者等の交通事故防止を図るため、県警察では事業者と協定を結び、事業者が営業活動中に交通事故に遭遇するおそれのある者を発見した場合の110番通報及び保護措置、営業活動時における交通安全啓発チラシ等の配布、交通事故防止のためのワンポイントアドバイスを行っていただいています。



事業者と連携した広報啓発活動

ウ 効果的な広報の実施

家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、官民が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより、高齢者の交通事故防止、子供の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、違法駐車排除等を図ります。

交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、自治会、町内会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努め、子供、高齢者等を交通事故から守るとともに、飲酒運転を根絶し、暴走運転、無謀運転等を追放します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部交通企画課】

エ 交通事故分析の高度化と「見える化」した情報の提供・発信

県民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を行うことができるよう、地理情報システム等を活用した交通事故分析の高度化を推進するとともに、インターネット等各種広報媒体を通じて、事故データ及び事故多発地点に関する具体的で訴求力の高い情報の提供・発信に努めます。

【担当課：警察本部交通企画課】

4 これまでの主な事業・取組

事業名	概要	担当課
出前型交通安全教室等の実施 【3(1)イ】	交通安全教育サポートチーム（警察本部、警察署の警察官で編成）は、自治体や地域交通安全活動推進委員・シルバーリーダー等と連携し、計画的かつ継続的に、学校や高齢者の参集する福祉施設、老人ホーム等に対する出前型交通安全教室・講習会等を実施します。	警察本部交通企画課
高齢者交通安全ワンポイントアドバイス 【3(1)イ】	高齢者の交通事故防止を図るため、高齢者が多く訪れる薬局・薬店等の事業者や民生委員・児童委員等と連携し、交通安全ワンポイントアドバイスを推進します。	警察本部交通企画課
子育て・高齢者世帯訪問事業の推進 【3(1)イ】	子供と高齢者の交通事故防止のため、交通安全ボランティア（母の会会員）による訪問事業の効果的な推進を図ります。	安全・安心まちづくり推進課
高齢者運転免許自主返納支援事業の拡充 【3(2)エ】	高齢者に対し運転免許証の自主返納制度の周知を図るとともに、各種事業所に働き掛け、高齢者運転免許自主返納支援事業の拡充を図ります。	警察本部交通企画課
交通安全県民大会の開催 【3(3)ア】	春・秋の交通安全県民運動の実施に伴い開催する交通安全県民大会を通して、広く交通安全啓発活動を推進します。	安全安心まちづくり推進課、警察本部交通企画課
「標識BOX」、「信号機BOX」の活用 【3(3)イ】	安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等が日常感じている意見について「標識BOX」及び「信号機BOX」（はがき、インターネット等を利用して、運転者等から道路標識、信号機等に関する意見を受け付けるもの）等を活用して取り入れ、道路交通環境の整備に反映します。	警察本部交通規制課
奈良県地域の交通安全サポート事業所登録制度 【3(3)イ】	交通安全活動を自主的に行っている又は行おうとしている奈良県の企業、事業所又は団体を交通安全サポート事業所として県に登録し、交通安全活動や他の交通安全活動団体への支援等について、社会貢献活動の一環として積極的に取り組んでもらえるよう登録事業所等に対して県が働き掛けます。年1回の懇談会を開催し、奈良県地域の交通安全サポート事業所の活性化と充実を図ります。	安全・安心まちづくり推進課
交通事故情報総合管理システムの高度化 【3(3)エ】	「交通事故情報総合管理システム」に交通事故発生状況、交通違反状況、交通規制情報を一元的に地理情報システム（GIS）で表示して交通事故分析と検証を高度化し、取締りの実施結果を検証するなどPDCAサイクルを一層充実させるほか、地図上での「見える化」を図り、ホームページへの掲載や交通教室開催時に提供します。	警察本部交通企画課

5 関係者に期待される役割

市町村	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会及び学校は、児童生徒等が自転車の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等を学べるよう学校安全計画に基づく交通安全教育の充実に努めてください。 地域における交通安全教育を推進するため、交通安全指導担当者の養成に努めてください。 高齢者が運転免許証を返納しやすい環境整備を図るため、公共交通機関の乗車回数券の交付等の支援措置の充実に努めるほか、持続可能な地域公共交通網の整備・拡充に努めてください。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が運転免許証を返納しやすい環境整備を図るため、高齢者運転免許自主返納支援事業に対するご理解とご協力をお願いします。 訪日外国人に接する機会が多いレンタカー、レンタサイクル、宿泊施設等の事業者は、警察等が作成する交通事故に遭わないための啓発用ビラ等の設置と注意喚起をお願いします。 定住外国人に対して、母国との交通ルールの違い等を理解させるため、雇用する外国人の交通安全講習会等への参加を促すようお願いいたします。
県民	<ul style="list-style-type: none"> 県民一人一人が交通安全の確保を自らの課題として捉え、交通事故の被害者にも加害者にもならないという意識の醸成に努めてください。

6 KPI 指標

指標名	現状	目標	担当課
幼児児童生徒を対象とした交通安全教室の実施率	幼稚園 90.6% 小学校 88.6% 中学校 54.8% 高等学校 87.8% (H27年度)	幼稚園 100% 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% (H33年度)	教育委員会保健体育課 警察本部交通企画課
学校安全教室(交通安全教室)講習会への教職員の参加数	73人 (H27年度)	500人以上 (5年累計)	教育委員会保健体育課
出前型交通安全教室等の実施	163回 (H27年)	200回 (H33年)	警察本部交通企画課
子育て・高齢者世帯訪問数	3,000世帯 (H27年度)	4,000世帯 (H33年度)	安全・安心まちづくり推進課
高齢者運転免許自主返納支援事業への協力事業者数	207事業者 (H28年)	250事業者 (H33年)	警察本部交通企画課
交通安全サポート事業所として登録した事業所の意見交換会への参加率	39.4% (H26年度)	100% (H33年度)	安全・安心まちづくり推進課

7 関係する他計画等

- 第10次奈良県交通安全計画

方向性 6 道路交通の「場」において県民を守る

～交通事故死者数を限りなくゼロにする～

推進項目16 歩行者、自転車対策及び生活道路対策の推進

1 現状と課題

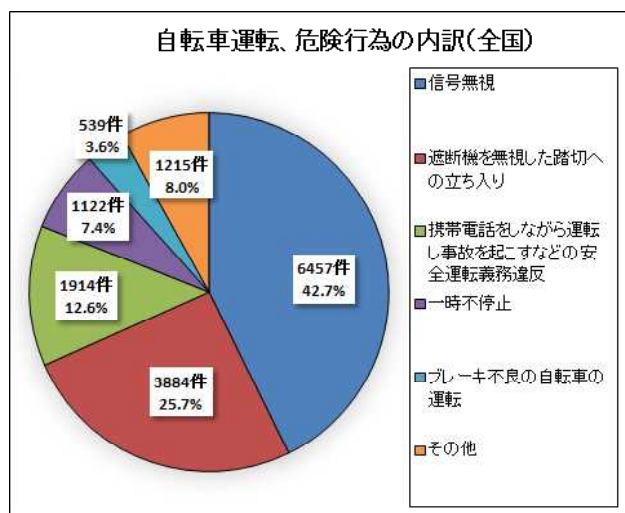
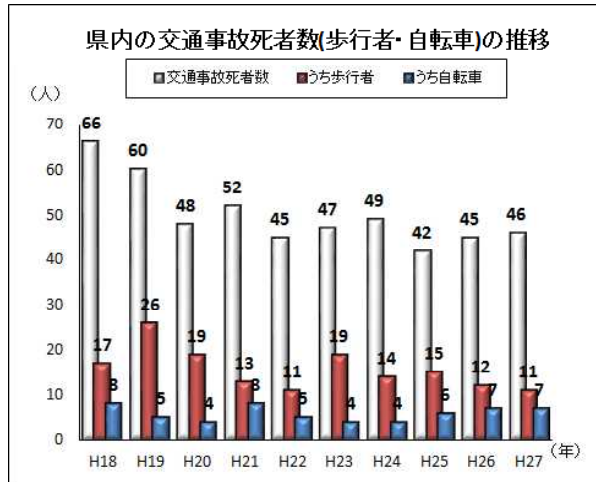
交通事故死者数を状態別で見ると、歩行中及び自転車乗車中の死者数は、他の状態と比べてあまり減少しておらず、これら交通弱者への対策が必要です。加えて、地域住民が歩行者や自転車利用者として日常的に利用する生活道路において安全な通行を確保することは重要な課題です。

一方で、横断中の歩行者が被害に遭う交通死亡事故のうち歩行者側にも交通違反があるものも多く発生しています。警察庁が、道路を横断中に死亡した歩行者1,040人（平成27年中）の事故発生要因を分析した結果、6割以上の663人に「車両の直前直後横断」、「横断歩道以外の横断」、「信号無視」等の交通違反があり、うち約8割が65歳以上の高齢者であったことが分かりました。また、身体機能の低下で、道路を横断する際に車の接近に気が付かないことや「渡りきれぬ」と過信して事故に遭うケースが指摘されており、指導警告を徹底し、高齢歩行者の交通事故防止に繋げていく必要があります。

自転車については、安全利用を促進するため、生活道路や市街地の幹線道路において、自動車や歩行者と自転車の共存を図ることができるよう、自転車の走行空間の確保を積極的に進める必要があります。加えて、自転車は、自動車等に衝突された場合には被害を受ける反面、歩行者等に衝突した場合には加害者となることから、それぞれの対策を講じる必要があります。

平成27年6月から、悪質な交通違反を反復して行った自転車の運転者に安全講習を義務付ける制度が始まり、全国警察では、信号無視や遮断機を無視した踏切への立ち入り、携帯電話をしながら運転して事故を起こすなどの安全運転義務違反、一時不停止、ブレーキ不良の自転車による運転等の「危険行為」に該当する違反について、平成28年5月末までの1年間に1万5,131件を摘発しています。

自転車利用者は、自転車に係る交通法規の知識不足や認識の甘さなどを背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、交通安全教育等の充実を図る必要があります。



2 課題を踏まえた基本方針

歩行者、自転車対策及び生活道路対策の推進

- ①歩行者・自転車利用者の交通ルール遵守とマナー向上の促進
- ②生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ③安全で快適な自転車利用環境の整備
- ④悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りの強化

3 施策の展開

(1) 歩行者・自転車利用者の交通ルール遵守とマナー向上の促進

ア 歩行者及び運転者に対する広報啓発活動の推進

歩行者に対して、横断中の歩行者が被害に遭う交通死亡事故の多くが歩行者側にも交通違反があり、特に高齢者は、走行車両の直前直後横断等の法令違反に起因する事故が発生していることを周知するなど、ルールの遵守や交通マナーの実践の必要性を理解してもらう活動を推進します。

また、運転者等に対しては、運転者教育、安全運転管理者による指導、広報啓発等により、横断歩道においては歩行者が優先であることを含め、高齢者や障害者、子供を始めとする歩行者や自転車に対する保護意識の高揚を図ります。

【担当課：警察本部交通企画課、教育委員会保健体育課、長寿社会課】

イ 自転車利用者に対する指導・取締りの推進

自転車の安全利用を促進するため、「自転車マナーアップ強化月間」（5月）等、あらゆる機会において、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を活用するなどして、自転車は車両であるとの原則の下、交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことの周知を図り、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化に努めます。特に、自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用する危険性等について周知・徹底を図ります。



自転車利用者に対する街頭指導



自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し、指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な交通違反者に対しては検挙措置を講じるなど、厳正に対処します。

また、道路交通法改正により平成27年6月から開始された自転車運転者講習制度を適切に運用し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為を回復して行った自転車の運転者に対し、安全運転の大切さへの「気付き」を促し、自転車の運転者による交通の危険を防止します。

【担当課：警察本部交通企画課、交通指導課、
教育委員会保健体育課、長寿社会課】

コラム

《子ども自転車奈良県大会》

自転車競技を通じて、自転車の安全な利用に関する知識と技能を身に付けさせ、交通安全についての興味と関心を高めて、その習慣化を図ることで、子供の交通事故防止を図ることを目的に開催しています。



ウ 自転車乗車時のヘルメット着用の徹底等

幼児・児童の保護者に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童のヘルメット着用の徹底を図るほか、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着用を促進します。



ヘルメット着用を呼びかける街頭活動



スタントマンによる事故再現を取り入れた
自転車安全教室

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するほか、幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトの正しい着用徹底の広報啓発活動を推進します。

【担当課：警察本部交通企画課、教育委員会保健体育課、長寿社会課】

エ 反射材用品等の普及促進

薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進します。

視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓

発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催及び関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会の開催等を推進します。

反射材用品は、全年齢層を対象として普及を図る必要がありますが、歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対して、特に普及の促進を図ります。衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能等を有する製品についての情報提供に努めます。



自転車利用者に対する反射材着用の啓発活動



高齢者に対する反射材用品の啓発

【担当課：警察本部交通企画課、教育委員会保健体育課、長寿社会課】

オ 損害賠償責任保険等への加入促進

自転車利用者に対して、自転車は歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることについての意識啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を促進します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部交通企画課】

(2) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

ア 生活道路における交通安全対策の推進

歩行者等が安心して通行できる道路空間を確保するため、事故データや、地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出したエリアにおいて、県、市町村、地域住民等が連携し、車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等のゾーン対策に取り組めます。ビッグデータの活用により、潜在的な危険箇所の解消を進めるほか、交通事故の多いエリアでは、県、市町村、地域住民等が連携して効果的・効率的に対策を実施します。

公安委員会は、交通規制、交通管制及び交通指導取締りの融合に配慮した施策を推進します。生活道路については、歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、最高速度30キロメートル毎時の区域規制等を前提とした「ゾーン30」を整備するなどの低速度規制を実施します。

道路標識の高輝度化・大型化・可変性・自発光化、標示板の共架、設置場所の統合・改善、道路標示の高輝度化等を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進します。

道路管理者は、歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンプやクランク等車両速度を抑制する道路構造等により、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良等の実施に努めます。

【担当課：道路環境課、警察本部交通規制課】

コラム

《ゾーン30》

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、道路管理者等と連携して、最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、路側帯の設置・拡幅等の対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内の速度抑制と抜け道として通行する行為の抑制を図ります。



イ 通学路等における交通安全の確保

通学路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所や児童館等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンプ・狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充等の対策を推進します。



交差点と路側帯のカラー舗装

【担当課：道路環境課、教育委員会保健体育課、警察本部交通規制課】

ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障害者等を含め、全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備します。

歩道の段差・傾斜・勾配の改善、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、信号表示面に青時間までの待ち時間及び青時間の残り時間を表示する経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩行者等と自動車が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号等の整備を推進します。

特に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機等の整備を継続的・面的に整備しネットワーク化を図ります。



経過時間表示機能付き歩行者用灯器

【担当課：道路環境課、警察本部交通規制課】

(3) 安全で快適な自転車利用環境の整備

増加している歩行者と自転車の事故を減らすため、自転車は車両であるとの原則の下、自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路等の自転車走行空間ネットワークの整備により、自転車利用環境の総合的な整備を推進します。

自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間や自転車と自動車を混在させる区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて、駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施します。

【担当課：道路環境課、警察本部交通規制課】

(4) 悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りの強化

横断歩道、バス停留所付近の違法駐車や自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車等、悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化します。また、高齢者、障害者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去を行う市町村と連携を図りつつ積極的な取締りを推進します。

【担当課：警察本部交通指導課】

4 これまでの主な事業・取組

事業名	概要	担当課
「ゾーン30」の整備 【3(2)ア】	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、区域内の速度抑制と抜け道として通行する行為の抑制を図ります。	警察本部交通規制課
通学路における教育委員会及び道路管理者等との合同点検の推進 【3(2)イ】	通学路における安全を確保するため、定期的な合同点検を実施し、危険箇所における安全対策の改善・充実等を継続して推進します。	道路環境課 教育委員会 保健体育課 警察本部交通規制課
通学路等における歩行空間等の整備 【3(2)イ】	市町村・警察・地域住民・関係団体等と連携し、通学路やバリアフリー生活関連経路、世界遺産地域等の観光経路等において、歩行空間の点検、整備に計画的に取り組むとともに、ベンチ等の休憩施設や観光案内サインの設置等、歩行環境の充実も併せて取り組みます。	道路環境課
無電柱化の推進 【3(2)ウ】	安全で快適な通行空間の確保・都市景観の向上・都市災害の防止・情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、電線類の地中化を推進します。	道路環境課 地域デザイン推進課
バリアフリー対応型信号機の整備 【3(2)ウ】	県下6市町村で策定されたバリアフリー基本構想エリアにおける音響式信号機や歩車分離信号機等のバリアフリー対応型信号機等を整備します。	警察本部交通規制課
バリアフリー歩行空間ネットワークの整備 【3(2)ウ】	歩行空間の点検・整備に取り組むほか、バリアフリー基本構想を策定していない市町村に対して、基本構想策定に係る技術支援（情報提供や講習会の開催等）を実施します。	道路環境課

住みよい福祉のまちづくりの推進 【3(2)ウ】	「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」の趣旨・内容等を市町村・民間事業者や広く一般県民に対して周知・啓発することにより、全県的な福祉意識の向上を図ります。	地域福祉課
自転車利用促進事業 【3(3)】	広域的な周遊観光を促し、県内における滞在型観光の拡大による観光振興や地域活性化を目指すとともに、県民の健康増進や環境にやさしいまちづくり等を進めるため、以下の3つの柱で取り組みます。 ① 安全・快適でわかりやすい自転車利用ネットワークを構築する「ハード施策」 ② 自転車を利用しやすい環境を創出する「ソフト施策」 ③ 関係者が連携し継続的な取組を支える推進体制	道路環境課
違法駐車車両に対する指導取締りの推進 【3(4)】	悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じた駐車監視員活動ガイドラインによるメリハリをつけた取締りを推進するとともに、ガイドライン以外の路線・地域・時間帯については、警察官による駐車実態に応じた取締りを推進します。	警察本部交通指導課

5 関係者に期待される役割

市町村	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者として、ハンプ・狭さくの設置等、生活道路における歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための整備管理をお願いします。 市町村においては、学校の所在する地域の実情を十分考慮し、警察等と共同して、定期的に通学路の安全点検を実施してください。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 自転車を含めた車両を使用する事業者は、従業員に対して、歩行者・自転車に対する保護意識の高揚を図るための交通安全教育を実施していただくようお願いします。 自転車販売店は、顧客に対して、交通ルール・マナーの啓発、反射材用品の普及及び損害賠償責任保険への加入を勧めていただくようお願いします。
県民	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路における交通安全対策を推進するため、普段から道路利用時に危険と感じた箇所に関する情報の提供をお願いします。 歩行者の法令違反による交通事故も数多く発生しています。ルールの遵守や交通マナーの実践に努めてください。 薄暮時や夜間の視認性を高めるため、反射材用品等の着用をお願いします。 自転車も車両です。歩行者や他の車両に配慮した通行等、ルールの遵守や交通マナーの実践に努めるとともに、乗車時のヘルメット着用や損害賠償責任保険への加入をお願いします。

6 KPI指標

指標名	現状	目標	担当課
【再掲】幼児児童生徒を対象	幼稚園 90.6%	幼稚園 100%	教育委員会保健体育課

象とした交通安全教室の実施率	小学校 88.6% 中学校 54.8% 高等学校 87.8% (H27年度)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% (H33年度)	警察本部交通企画課
「ゾーン30」の整備箇所数	35箇所 (H27年度)	50箇所 (H33年度)	警察本部交通規制課
バリアフリー基本構想エリア（県下6市町村）内におけるバリアフリー対応型信号機の整備率	54.3% (H27年度)	100% (H33年度)	警察本部交通規制課
自転車専用通行帯の整備箇所数	0区間 (H27年度)	1区間 (H33年度)	警察本部交通規制課
駐車違反の指導取締り（駐車違反）に対する110番通報件数	464件 (H27年中)	200件 (H33年中)	警察本部交通指導課

7 関係する他計画等

- ・ 第10次奈良県交通安全計画
- ・ 奈良県自転車利用促進計画

方向性 6 道路交通の「場」において県民を守る ～交通事故死者数を限りなくゼロにする～

推進項目17 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

1 現状と課題

政府目標である「世界一安全な道路交通の実現」に向け、平成28年度から始まった「第10次交通安全基本計画」では、年間の交通事故死者数を「平成32年までに2,500人以下」とする新たな目標が設定されました。一方、本県においては、「第10次奈良県交通安全計画」を策定し、年間の交通事故死者数を「平成32年までに25人以下」とする抑止目標を設定しています。

現在、横ばいとなっている交通事故死者数を更に減少させるためには、県、県警察、市町村、地域住民、事業者等が一層連携・協働し、交通実態等を踏まえたきめ細かな対策を強化する必要があります。

これらを踏まえて、交通安全を達成するためには、

- ・効果的な交通規制及び交通安全施設等の整備事業の推進
- ・シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・交通事故実態の分析結果等を踏まえた指導取締り及び悪質・危険運転者対策の推進
- ・交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- ・被害者支援の充実と推進

等の諸対策を講じていく必要があります。

「第10次奈良県交通安全計画」期間中にも、様々な交通情勢の変化があり得る中で、その時々を的確に踏まえた適宜適切な取組を行います。

2 課題を踏まえた基本方針

交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

- ①効果的な交通規制及び交通安全施設等の整備事業の推進
- ②シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③交通事故実態の分析結果等を踏まえた交通指導取締り及び悪質・危険運転者対策の推進
- ④交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- ⑤被害者支援の充実と推進

3 施策の展開

(1) 効果的な交通規制及び交通安全施設等の整備事業の推進

ア 効果的な交通規制等の推進

地域の交通実態及び地域住民の意見等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図ります。

一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設等の整備状況、道路交通実態の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図ります。

高速自動車国道等については、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進します。特に、交通事故多発区間においては、大型貨物自動車等の通行区分規制、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制、速度規制等の必要な安全対策を推進するとともに、交通事故、天候不良等の交通障害が発生した場合は、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次事故の防止を図ります。

【担当課：警察本部交通規制課】

イ 事故危険箇所対策の推進

社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図ります。

また、事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータの活用により潜在的な危険区間等を事故危険箇所として選定し、公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施します。事故危険箇所においては、信号機の新設・改良、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進します。

【担当課：警察本部交通規制課、道路環境課】

ウ 交通安全施設等の戦略的整備

公安委員会では、信号機等の交通安全施設を整備していますが、国及び地方共に財政状況は厳しく、これら施設の老朽化が進む中、信号柱の倒壊による事故や突然の信号機の滅灯による交通渋滞の発生等が懸念されます。とりわけ、信号機をコントロールする「信号制御機」については、21.9%（平成27年度末現在）が更新期間を過ぎるなど、整備後長期間が経過した交通安全施設の老朽化対策が課題となっていること



老朽化した信号機

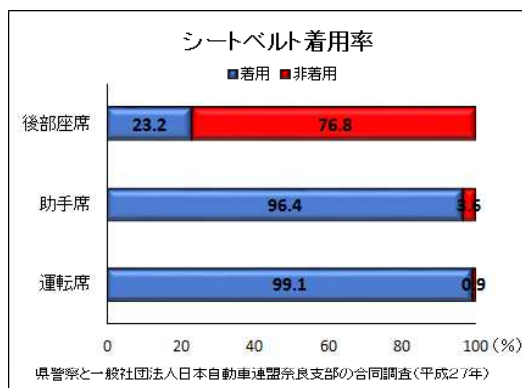
ことから、平成25年に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定された「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進します。

【担当課：警察本部交通規制課】

(2) シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底

ア シートベルトの着用徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るため、県、市町村、警察、関係機関・団体等との協力の下、あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開します。



シートベルト着用促進啓発活動

【担当課：警察本部交通企画課】

イ チャイルドシートの使用徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園、保育所、認定こども園、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図ります。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化します。



シンボルマーク
「カチャピヨン」

【担当課：警察本部交通企画課】

ウ 指導取締り等の強化

関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、

着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメット着用義務違反に対する街頭での指導取締りを推進します。

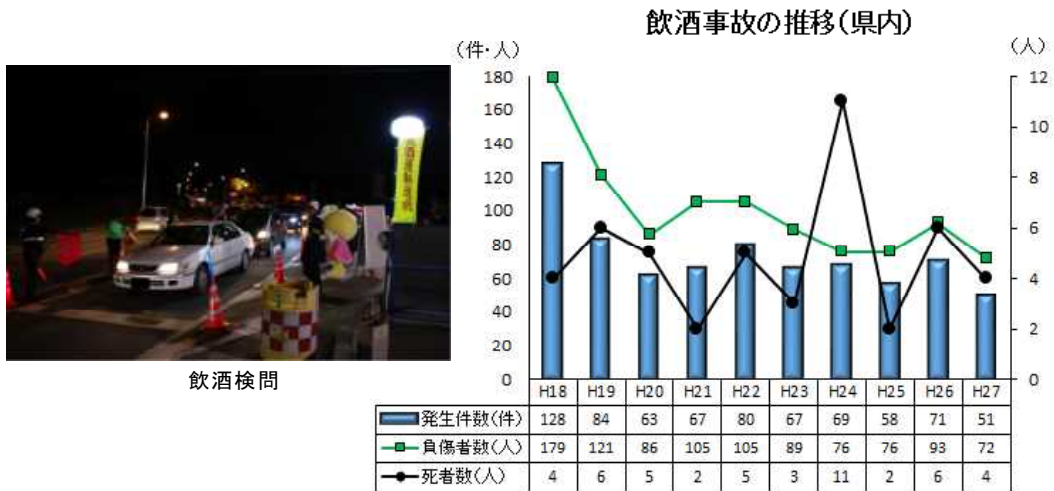
【担当課：警察本部交通企画課、交通指導課】

(3) 交通事故実態の分析結果等を踏まえた交通指導取締り及び悪質・危険運転者対策の推進

ア 交通事故抑止に資する指導取締りの推進

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、薬物運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反、国民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進します。

特に、飲酒運転及び無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転及び無免許運転の根絶に向けた取組を推進します。



飲酒検問

また、引き続き、児童、高齢者、障害者の保護の観点に立った指導取締りを推進します。さらに、地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故実態の分析結果等を踏まえて検証し、その検証結果を取締り計画の見直しに反映させる、いわゆるP D C Aサイクルをより一層機能させます。

【担当課：警察本部交通指導課、交通企画課】

コラム

《悪質・危険運転者対策特命ユニット「HAYABUSA」》

全国各地で、悪質・危険運転による重大事故が発生しているなか、県警察では、このような悪質・危険な運転者を早期に排除するため、平成27年2月から、交通機動隊に県民から寄せられた情報等に基づき専従捜査をする特命ユニット、通称「HAYABUSA」を設置しました。



常習的に無免許運転や飲酒運転をするなどの、悪質・危険な運転を目撃されたり、聞かれた場合は、警察本部、又は地元の警察署へご連絡をください。

イ 飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という県民の規範意識の確立を図ります。

特に若年運転者層は、他の年齢層に比較して飲酒運転における死亡事故率が高いなどの特性を有していることから、若年運転者層を始め、対象に応じたきめ細かな広報啓発を、関係機関・団体が連携して推進します。

また、地域の実情に応じ、アルコール依存症に関する広報啓発を行うとともに、相談、指導及び支援等につながるよう、関係機関・団体が連携した取組の推進に努めます。



ハンドルキーパー運動推進活動



【担当課：警察本部交通企画課、運転免許課、保健予防課】

ウ 危険ドラッグ対策の推進

危険ドラッグに関する内容を盛り込まれた麻薬・覚醒剤乱用防止運動のポスター等を有効活用するとともに、教育機関等へ薬物の専門家を派遣し、啓発活動を行う等、危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図ります。

【担当課：薬務課】

エ 悪質性・危険性の高い運転者の早期排除

悪質性・危険性の高い運転者を道路交通の場から早期に排除することにより安全を確保するため、ひき逃げ事故を起こした者や酒酔い運転等で死傷事故を起こした者に対して仮停止・仮禁止の制度の積極的な運用を推進します。また、運転免許行政処分の対象となった者に対して、迅速的確な行政処分執行を推進します。

【担当課：警察本部運転免許課】

オ 運転者に対する再教育等の充実

初心運転者講習、取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、更新時講習及び高齢者講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努めます。特に、飲酒運転を防止する観点から、飲酒取消講習の確実な実施や飲酒学級の充実に努めます。自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努めます。

【担当課：警察本部運転免許課】

(4) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条又は第3条（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れた捜査の徹底を図ります。

【担当課：警察本部交通指導課】

イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努めます。

【担当課：警察本部交通指導課】

ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

3Dレーザースキャナー、常時録画式交差点カメラやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進します。

【担当課：警察本部交通指導課】

(5) 被害者支援の充実と推進

ア 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない生命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

交通事故被害者等の支援の充実を図るため、自助グループの活動等に対する支援を行います。また、交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、交通安全活動推進センター、検察庁の被害者支援員や民間の犯罪被害者支援団体等と連携を図りながら推進します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部交通指導課】

イ 交通事故被害者支援の充実

交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害者支援を積極的に推進します。

【担当課：警察本部交通指導課】

4 これまでの主な事業・取組

事業名	概要	担当課
重大事故現場診断の実施 【3(1)イ】	重大事故発生場所において事故原因を調査の上、道路管理者と連携し、集中的な対策を実施して同種事案の再発を防止します。	警察本部交通規制課
事故危険箇所対策の推進 【3(1)イ】	事故危険箇所において公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を推進します。公安委員会にあっては信号機の新設・改良、歩車分離信号の運用、道路標識の高輝度化を推進します。道路管理者にあっては歩道等の整備、視線誘導標等の設置を推進します。	警察本部交通規制課、道路環境課
交通安全施設等整備事業の推進 【3(1)ウ】	交通管制センターの整備拡充、交通信号機の新設・改良、道路標識・道路標示の整備を推進します。	警察本部交通規制課

交通事故地点登録システム 【3(3)ア】	交通事故地点登録システムを整備し、GIS情報を活用した交通指導取締計画を作成する等、PDCAサイクルによる取締りを実施するとともに、その効果を検証するなどして指導取締りに反映します。	警察本部交通企画課
アルコール依存症回復支援事業 【3(3)イ】	アルコール関連問題に関する正しい知識の普及・専門医療や断酒会等の自助グループにつなげる契機とするため、アルコール関連問題県民セミナーを開催しています。	保健予防課
客観的な証拠に基づく事実認定のための捜査の推進 【3(4)ウ】	道路形状を測量し、速度解析の換算等に資する精密図作成用の機器等を活用するなど、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進します。	警察本部交通指導課
交通事故相談所の開設 【3(5)ア】	交通事故の相談活動を通して被害者等の救済を図るため、県庁内の常設の相談所の開設を始め、県内4箇所にて定期の巡回相談所を開設し、交通事故相談活動の充実を図ります。 近畿ブロック研修会の受講及び交通事故損害賠償裁判例等、その他必要な資料による研修を行い、交通事故相談員の資質の向上を図ります。	安全・安心まちづくり推進課
交通事故相談活動の周知徹底 【3(5)ア】	交通事故相談活動の周知徹底を図るため、①「交通事故相談所案内カード」を各警察署交通課の窓口で配布、②交通安全県民運動実施要綱(チラシ)への掲載、③県安全・安心まちづくり推進課ホームページへの掲載等を実施します。	安全・安心まちづくり推進課

5 関係者に期待される役割

市町村	・ 事故危険箇所を把握し、警察を始め関係機関団体と協働して対策を講じるようお願いします。
事業者	・ 飲酒運転の根絶に向け、ハンドルキーパー運動へのご理解とご協力をお願いします。
県民	・ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底をお願いします。

6 KPI指標

指標名	現状	目標	担当課
交通事故危険箇所における交通事故対策(道路標示、標識の設置等)箇所数	67箇所 (H27年度)	115箇所 (H33年度)	道路環境課
信号柱の老朽化率	2.1% (H27年度)	1.8% (H33年度)	警察本部交通規制課
後部座席シートベルト着用率	一般道路 23.2% 高速道路等	一般道路、高速道路等とも平成33年の全国平均を	警察本部交通企画課

	55.9% (H27年度)	上回る数値	
人身交通事故に占める飲酒 事故件数の構成率	0.9% (H27年)	平成33年の全国 平均を下回る数値	警察本部交通指導課

7 関係する他計画等

- ・ 第10次奈良県交通安全計画

